

最高人民法院による
電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に関する
指導意見（意見募集稿）

電子商取引プラットフォームに係る各主体の合法的權益を法により保護し、電子商取引プラットフォーム関連の知的財産権紛争事件を適正に審理するために、『中華人民共和国電子商取引法』等の法律の定めに基づき、本指導意見を制定する。

1. 人民法院は電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に当たって、知的財産権保護の嚴格化の原則を堅持し、電子商取引プラットフォームを介する模倣、海賊版等の権利侵害商品の提供行為を法により制止し、当事者が信義誠実の原則に従って、法により権利を正当に行使するよう積極的に導き、知的財産権利者、電子商取引プラットフォーム運営事業者、プラットフォーム内事業者の間の関係を適正に処理し、電子商取引プラットフォーム上経営活動の規範化、秩序化、健全化した発展を促進しなければならない。

2. 人民法院は、当事者による電子商取引法第二条第二項に定める電子商取引経営活動において発生した知的財産権紛争の審理に当たって、本指導意見を参照して適用することができる。

3. 人民法院は、電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に当たって、電子商取引法第九条の定めに基づいて、関連当事者が電子商取引プラットフォーム運営事業者又はプラットフォーム内事業者に当たるか否かを認定しなければならない。

人民法院は、電子商取引プラットフォーム運営事業者による係争行為がプラットフォームサービスの提供であるか、自社事業の実施であるかを認定するに当たって、商品の販売画面に表示しているのが「自営（自社経営）」か「他営（他社経営）」かの情報、商品そのものに表示してある販売主体の情報、領収書等の取引伝票に表示してある販売主体の情報等の要素を考慮することができる。

4. 電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者が知的財産権を侵害したことを知った場合又は知るはずであった場合、侵害された権利の性質、具体的な侵害の状況と技術条件に応じ、必要な措置を速やかに講じなければならない。講じる必要な措置は合理性・慎重性の原則に従うものとし、リンク削除、ブロック、解除等の削除措置を含むが、これらに限らない。プラッ

プラットフォーム内事業者が複数回にわたって意図的に知的財産権を侵害した場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は取引とサービス提供を終了させる措置を講じる権利を有する。

5. 電子商取引プラットフォーム運営事業者は、公正性、任意性の原則に違反して、サービス提供契約の締結、取引規則の設定又は技術的手段を利用して、プラットフォーム内事業者による商品やサービス提供の価格、販売対象、販売地域等に不合理な制限を設けてはならない。

電子商取引プラットフォーム運営事業者が競争制限協定の締結、取引規則の設定又は技術的手段を利用して、その他の第三者取引プラットフォームにおける経営活動に参加するプラットフォーム内事業者を制限、排除している場合であって、プラットフォーム内事業者が上述の行為が反不正競争法、独占禁止法の定め違反したことを理由に訴訟を提起したときは、人民法院は法によりこれを受理しなければならない。

6. 電子商取引プラットフォーム運営事業者は、電子商取引法第四十一条、第四十二条、第四十三条の定めに基づき、プラットフォーム運営事業者知的財産権の種類、商品又はサービスの特徴等の要素に応じ、プラットフォーム内の通知・声明の仕組みの具体的な実行措置を制定することができる。ただし、関連措置は、法により知的財産権を維持する権利者の行為に対して不合理な条件や障害を設けたり、通知・声明の有効性に影響したりするものであってはならない。

7. 知的財産権利者が電子商取引法第四十二条の定めに基づいて電子商取引プラットフォーム運営事業者に出す通知には、一般的に、知的財産の権利証明及び有効な権利者情報、正確に特定できる侵害被疑商品又はサービスの情報、権利侵害に当たる初歩的な証拠、電子商取引プラットフォームに要請する具体的な措置、通知の真実性に関する保証等が含まれる。通知は、文書によるものでなければならない。

通知が専利権に係る場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、知的財産権利者に対し、技術的特徴又は設計的特徴の対比の説明、実用新案又は意匠専利権評価報告書等の資料の提出を要請することができる。

8. 人民法院は、通知者に電子商取引法第四十二条第三項に言う「悪意」が有るか否かを認定するに当たって、虚偽の権利証明の提出、虚偽の侵害対比に関する鑑定意見や専門家意見の提出、間違った通知であると知った後にも速やかに撤回しなかったこと等の要素を考慮することができる。

出典：2020年6月10日付け最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-235071.html>

プラットフォーム内事業者が、間違った通知、悪意で間違った通知を送ることにより損害をもたらしたことを理由に、人民法院に訴訟を提起した場合、それを電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件と併合して審理することができる。

9. プラットフォーム内事業者が電子商取引法第四十三条の定めに基づいて電子商取引プラットフォーム運営事業者に提出する侵害行為が存在しない旨の声明には、一般的に、有効なプラットフォーム内事業者の情報、正確に特定できる必要な措置の終止を要請する商品又はサービスの情報、正当な使用である等を含む侵害行為が存在しないことの初歩的な証拠、電子商取引プラットフォームに終止を要請する具体的な措置、声明の真実性に関する保証等が含まれる。声明は、文書によるものでなければならない。

声明が専利権に係る場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者に対し、技術的特徴又は設計的特徴の対比説明等に関する資料の提出を要請することができる。

10. 人民法院は、プラットフォーム内事業者による侵害が存在しない旨の声明文に悪意が有るか否かを認定するに当たって、通知に権利侵害を認定した旨の有効な判決文が添付されているにもかかわらず侵害が存在しない旨の声明を送ったこと、声明の内容に誤りがあることを知った後にも速やかに撤回しなかったこと等の要素を考慮することができる。

11. 電子商取引プラットフォーム運営事業者が、プラットフォーム内事業者により提出された侵害が存在しない旨の声明を知的財産権利者に転送した後、25営業日以内に、知的財産権利者が提出すべき人民法院又は行政機関の受理通知書を電子商取引プラットフォーム運営事業者が受け取っていなかった場合、講じているリンク削除、ブロック、解除等の撤去措置を速やかに終了されなければならない。

12. 知的財産権利者が緊急の状況にあり、電子商取引プラットフォーム運営事業者が直ちに商品撤去等の措置をしなければ、その適法な権益につき補填し難い損害を受けるおそれがある場合、又は、プラットフォーム内事業者が緊急の状況にあり、電子商取引プラットフォーム運営事業者が直ちに商品リンクの回復等の措置を講じなければ、その適法な権益につき補填し難い損害を受けるおそれがある場合においては、いずれも『中華人民共和国民事訴訟法』第百一条の定めに基づいて、管轄権を有する人民法院に保全措置を申し立てることができる。

出典：2020年6月10日付け最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-235071.html>

申立てが法律の定めに適合する場合、人民法院は法によりこれを支持しなければならない。

13. 人民法院は、電子商取引プラットフォーム運営事業者の主観的状态、合理的な期限以内に必要な措置を講じたか否か、被害の結果、及びプラットフォーム内事業者が被疑侵害行為を実施した具体的な事情等の要素を考慮し、その民事責任の具体的な負担の方式を総合して決定しなければならない。

14. 電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者が知的財産権を侵害したことを知っていた若しくは知るはずであったにも拘わらず、必要な措置を講じなかった場合、又は、知的財産権利者から通知を受け取った後にも速やかに必要な措置を講じなかった場合は、知的財産権利者の全ての損失について侵害者と連帯して責任を負わなければならない。

電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者が知的財産権を侵害したことを知っていた又は知るはずであったにもかかわらず、必要な措置を講じていなかった場合には、知的財産権利者から通知を受け取った後に必要な措置を講じたとしても、必要な措置を講じる前の知的財産権利者の被害について、侵害者と連帯して責任を負わなければならない。

電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者が知的財産権を侵害したことを知らず、かつ、知る由もなかった場合においては、知的財産権利者から通知を受け取った後に、速やかに必要な措置を講じなければならない。電子商取引プラットフォーム運営事業者は、速やかに必要な措置を講じなかった場合、又は、講じた必要な措置が不合理的であって損害拡大をもたらした場合には、拡大された損害の部分について侵害者と連帯して責任を負わなければならない。

15. 人民法院は、電子商取引プラットフォーム運営事業者が講じた必要な措置が合理的か否かを判断するに当たって、侵害成立の可能性、悪意ある侵害、繰り返し侵害の有無を含む侵害行為の具体的な情状、損害の拡大防止の有効性、プラットフォーム内事業者の利益に与え得る影響、電子商取引プラットフォームの技術力等の要素について考慮することができる。

プラットフォーム内事業者は証拠をもって、通知に係る専利権が国家知識産権局により無効宣告されたことを証明し、電子商取引プラットフォーム運営事業者はこれに基づいて必要な措置を一時停止した場合であって、知的財産権利者は電子商取引プラットフォーム運営事業者が必要な措置を速やかに講じなか

ったと認定するよう請求したときは、人民法院はこれを支持しない。

16. 電子商取引プラットフォーム運営事業者が下記の事由のいずれかに該当する場合、人民法院は、同事業者が侵害行為の存在を「知るはずであった」と認定することができる。知的財産権保護に関する規則の制定、プラットフォーム内事業者の経営資格に関する審査等の法定義務を履行していない場合、プラットフォーム内の「旗艦店（フラッグシップショップ）」「專営店（フランチャイズ・ディーラー）」との文字を表示する事業者の権利証明を審査していない場合、有効な技術的手段をとって「高倣（高精度なブランドコピー）」、「仮貨（模倣品）」等の文字を含む侵害商品へのリンク、苦情成立後にも再び陳列された侵害商品へのリンクについてフィルタリングやブロック等を行っていない場合等。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。